

平成 15 年 4 月 22 日

検討の範囲（長期保有有価証券）

評価基準及び評価差額の処理

	時価あり	時価なし
売買目的有価証券	<ul style="list-style-type: none">時価で評価評価差額は損益計上	-
満期保有目的の債券	<ul style="list-style-type: none">償却原価法で評価強制評価減の規定あり	<ul style="list-style-type: none">償却原価法で評価強制評価減の規定あり
子会社株式及び関連会社株式	<ul style="list-style-type: none">取得原価で評価強制評価減の規定あり	<ul style="list-style-type: none">取得原価で評価強制評価減の規定あり
その他有価証券	<ul style="list-style-type: none">時価で評価評価差額は原則として資本の部に計上強制評価減の規定あり	<ul style="list-style-type: none">取得原価で評価強制評価減の規定あり

検討の範囲に関する論点

今回の検討を行うにあたり、「長期保有の有価証券」の範囲をどうするか。

時価評価について

- 時価評価の対象は、「売買目的有価証券」と「その他有価証券」であるが、「売買目的有価証券」は短期保有であるため、今回の対象は「その他有価証券」となる。

強制評価減について

- 強制評価減は、「売買目的有価証券」以外の全ての有価証券に適用される。
- 今回の要請の趣旨から考えて、さしあたり「その他有価証券」のうち時価のある有価証券を検討することで良いか。

以上